

入札心得書

米子市掲示第4号に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札心得によるものとします。

- 1 公告日 平成19年1月29日（月）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365）
- 4 入札物件
 - (1) 区分 土地
 - (2) 所在地 米子市上後藤四丁目869番26
 - (3) 地目 宅地
 - (4) 面積 205.02平方メートル
 - (5) 用途地域 第1種中高層住宅専用地域
 - (6) 建ぺい率 60パーセント
 - (7) 容積率 200パーセント
- 5 売払方法 一般競争入札
- 6 契約条項を示す場所及び日時
 - (1) 場所
米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課
 - (2) 日時
平成19年2月1日（木）から同月23日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 7 入札参加申込みの期限及び場所
 - (1) 期限 平成19年2月23日（金） 午後5時

(2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(3) 提出書類等

ア 入札参加申込書(別添の市指定様式のもの)

イ 市税等滞納状況調査同意書(別添の市指定様式のもの)

※申込みの際、購入希望者の運転免許証、健康保険証等本人の住所及び氏名を確認できるもの(コピーでも可)をご持参ください。<法人としてではなく個人として購入希望の場合のみ>

※この入札参加申込みをされなければ、入札に参加することはできません。

※市税等の滞納がない方でなければ、原則として契約はできません。

※所有権の共有を希望する場合は、連名でお申込みください。

8 入札に参加できない方

次の方は、入札に参加することができません。

(1) 未成年者

(2) 被成年後見人

(3) 被保佐人

(4) 破産者で復権を得ないもの

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項に規定する者

※この条文は、本入札心得書末尾に記載してあります。

9 入札保証金

(1) 入札執行の当日、入札保証金として入札金額の100分の10以上の現金又は銀行振出小切手をもって、米子市の定める納付書(以下「納付書」という。)とともに、納付者の氏名(法人の場合は、商号又は名称及び代表者氏名。以下同じ。)を記載した封筒に入れ、納付してください。

(2) 納付書に記載する金額は算用数字とし、入札保証金であること並びに住所及び氏名を記載して、押印してください。

(3) 入札金額に対して入札保証金の額が不足した場合は、当該入札者のした入札は、無効とします。

(4) 既に納付した入札保証金の額の変更は、認められません。

10 入札の方法

郵送又は電送による入札は、認められません。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成19年2月28日(水) 午後3時

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

12 入札物件の下見

(1) 日時

平成19年2月19日(月) 午後4時

(2) 場所

入札物件所在地

(3) 申込み期限及び申込み先

平成19年2月16日(金) 午後5時

米子市役所入札契約課 電話申込み可(0859-23-5365)

13 入札の手順

(1) 持参物

ア 入札書及び封筒(市指定様式のもの)

市指定の封筒は、入札日当日の受付時にお渡しいたします。

イ 委任状(代理人が入札する場合)

ウ 印鑑(代理人の場合は代理人の印鑑。なお、ゴム製のものは不可)

エ 筆記用具(鉛筆不可)

オ 辞退する場合の辞退届用紙

カ 入札保証金

(2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

(3) 落札者の決定

ア 予定価格(非公表)を上回る入札金額のうち、最高価格を提示された方を落札者とします。

※予定価格とは、市の売却希望価格のことです。

イ 予定価格を上回る入札金額がなかった場合は、引き続き、再度入札を行います。入札は、最高3回まで行います。

ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

エ 入札執行を3回まで行っても、予定価格に達した方がおられない場合には、最後の入札で最高金額を提示された方と示談をすることがあります。
※この場合でも、予定価格(非公表)を変更することはありません。

オ 落札結果(落札者名、落札金額等)は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

(4) その他の留意事項

ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。

イ 入札者が1人であっても、入札は実施します。

ウ 入札書には、記名押印をしてください。

エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。

オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。

カ 再度入札以降において、前回最高金額と同額又は下回った金額を記入することはできません。

キ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効となります。

ク 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となります。

ケ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出してください。申込者が連名の場合で、いずれか1人が入札に参加する場合も委任状が必要になります。

コ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

サ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)に定める規定に基づき執行いたします。

14 入札後の留意事項

- (1) 落札者が決定し次第、落札者以外の入札保証金は、返還します。この場合において、利子は付けません。
- (2) 落札者は、平成19年3月9日(金)までに、契約を締結しなければなりません。
- (3) 市税等(米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱(平成18年4月1日施行)第2条に規定する市税等をいう。)の滞納がない者でなければ、原則、契約の相手方となりません。
- (4) 落札者が納付する契約保証金は、売買代金の100分の10以上の額とし、落札者が納付した入札保証金をこれに振り替えるものとします。ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、返還しません。
- (5) 落札者は、契約締結の日から20日以内に、売買代金の全額を納付してください。この場合において、契約保証金は、返還します。ただし、返還する契約保証金には、利子は付けません。また、売買代金の一部に契約保証金を充当することができるものとし、その場合には、申出の上、売買代金の全額から契約保証金の額を控除した額を納付してください。
- (6) 契約の締結に要する費用及び所有権移転登記に要する費用は、落札者の負担です。ただし、所有権移転登記は、米子市が行います。

15 契約上の特約

落札者は、入札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用途に使用してはならないものとします。

16 お問い合わせ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

米子市総務部入札契約課 電話0859-23-5365

<参考> 地方自治法施行令第167条の4第2項

- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

<位置図>

